

事故報告書に関する変更点について

事故報告書の提出方法変更

事業所において事故等発生した場合、事故報告書を郵便又は窓口持参にて提出していただいておりますが、電子メールでの受付を開始いたします。

▷電子メールでの提出方法

○介護事業者課の課メールアドレス(kaiji@city.sakai.lg.jp)宛に、報告書を添付して送付。

○電子メールの件名は「【事故報告書】〇〇〇〇(●●●)」とする。

(白丸箇所には事業所名、黒丸箇所にはサービス種別を記載)

▷注意事項

- 個人情報保護の観点から、FAXでの提出は引き続き不可です。
- 別紙書類などを、フォルダで纏めて添付しないでください。(エラーとなり開封出来ません)
- 介護事業者課からの送信メールに対する返信メールで送付する、などして宛先間違いが起こらないようにしてください。
- 事業所用の控えは発行いたしません。事業所側での記録が必要な場合は、電子メールの「開封通知」機能を利用するなどしてください。「開封通知」機能がない場合には、電子メール送付後に介護事業者課へ電話し、電子メールの到着確認をしてください。